

裏面白紙

一四

表紙請入の旨

同上

宣法

門類司馬次長

宣氣運行通語次

電波法、及く放送法等の並に之を  
天主教徒公會に提出準備中の「放送法案」(別刷) を通  
りする。

人革洋長

事務官

昭和二十四年八月二十七日

放送法案

電波廳

放送法案

目次

- 第一章 総則
- 第二章 日本放送協会
- 第三章 一般放送事業者
- 第四章 罰則
- 第五章 附則

## 第一章 総則

### (この法律の目的)

第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律するとともに、その自由を保障し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が、國民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 自由な表現が行われる場としての放送の不偏不党、眞実及び自律を保障すること。
- 三 放送に携わる者の國民に対する直接の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つ、それを育成するようすること。

### (定義)

#### 第二條 この法律及びこの法律基く命令の規定の解釈に關しては、

- 左の定義に従うものとする。
- 一 放送とは、公衆によつて直接受信されることを目的として行われる電氣通信の送信をいう。
- 二 標準放送とは、國際電氣通信條約及びその附屬規則に定める五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの放送用周波数を専用する無線電話による放送をいう。
- 三 短波放送とは、國際電氣通信條約及びその附屬規則に定める三千キロサイクルから三十メガサイクルまでの放送用周波数を使用する無線電話による放送をいう。
- 四 超短波放送とは、國際電氣通信條約及びその附屬規則に定める三十メガサイクル以上の放送用周波数を使用する無線電話による放送へ周波数変調放送を含む。一をいう。
- 五 テレビジョン放送とは、放送設備による動き若しくは動かない

事物の一時的映像又はこれと音声、樂音その他の音響との組合せの放送をいう。

六 ファクシミリ放送とは、記録の目的をもつてする放送設備による固定映像の放送をいう。

七 放送業務とは、放送番組を作成し、演出し、及び送出すること並びにそれらに関する施設を運営することをいう。

八 國内放送とは、日本の領土内で受信されることを目的とする放送をいう。

九 國際放送とは、日本の領土外において受信されることを目的とする放送をいう。

十 放送電力とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

十一 放送設備とは、放送に使用する無線設備をいう。〔演奏室設備、中継連絡設備又はこれらの附屬設備と無線設備の組み合せを含む。〕

十二 放送局とは、放送設備とその操作に必要な人員を備えた施設をいう。

十三 一般放送局とは、日本放送協会以外の者が施設した放送局をいう。

十四 放送事業者は、日本放送協会及び一般放送局の免許を受けた者〔以下一般放送事業者という。〕をいう。

十五 受信設備とは、放送を受信することができる設備をいう。

十六 放送番組とは、公衆に直接提供する目的で行われる電氣通信の内容をいう。

〔放送番組編集の自由〕

第三條 何人も、法律に定める権限によるのでなければ、放送番組に干渉し、又はこれを規律することができない。

〔訂正放送等〕

第四條 放送事業者が眞実でない事項を放送した場合においては、そ

の事項に関する本人又は直接關係人は、放送事業者に対し陳明を添そてその訂正若しくは取消の放送を止ること又は本人若しくは直接關係人に弁明の放送をさせることを請求することができる。

2 前項の場合においては、放送事業者は、明白な陳明がない場合を除いて、同一の放送設備により、相当の方法でその訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接關係人の弁明の放送をさせなければならぬ。請求によらないで、放送事業者がその放送について眞実でない事項を発見したときも同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

（国際放送）

第五條 國際放送は國際親善を害するものであつてはならない。外國において放送する目的で國內で放送番組を編集する場合も同様とする。

第二章 日本放送協会

（協会の目的）

第六條 日本放送協会（以下單に協会といふ。）は、公共の福祉のために、あまねく日本全國においてその放送が受信できるよう放送事業を整備運営することを目的とする。

（協会の法人格）

第七條 協会は、前條の目的を達成するために、この法律の規定に基づき設立される法人として、民法又は商法（明治三十二年法律第四十八号）に定める財團又は財團ではない。

（協会の業務）

第八條 協会は、第六條の目的を達成するため、左の業務を行う。  
一 全般的及び地方的放送を行うため放送局を設置し、維持し、及び運用すること。  
二 放送放送を行うため、放送局を設置し、及び運用し、又は政府

- 一 放送番組を編集し、放送すること。
- 二 放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること。但し、協会の研究活動は放送技術に直接に関聯するものに限る。
- 三 協会は、他の機関の研究施設及び活動との重複を避けるために基礎研究又は実用化研究に関する契約をすることができる。
- 四 ニュース及び情報を集めし、これを他人に提供し、又はニュース提供機関から取得すること。
- 五 受信料を徴収すること。
- 六 協会は前項の業務の外、左の業務を行うことができる。
  - 一 放送番組編集上必要な劇團、音楽團等を維持し、養成し、又は助成すること。
  - 二 協会が放送することを主たる目的とする公演演奏会その他の催事を主催し、又は後援すること。
  - 三 放送の普及発達に必要な周知宣傳を行い、出版をし、及び放送の受信に關し公衆の相談に應ずること。
  - 四 文藝、音楽及び美術等の著作権を取扱し、使用し、又はその使用を承認すること。
  - 五 特許権及び实用新案権を取得すること及び協会の目的達成に有効な發明に関する研究の成果等を使用する権利を取得すること。
  - 六 協会の役員及び職員の福利のための諸施設を設定し、維持すること、並びに役員及び職員の退職金その他の手当の制度を設け、及び社会保険の保険料を負担すること。
  - 七 放送用受信機器を管理すること。
  - 八 協会は、前各項の業務を行うに當つては、當利を目的としてはならない。
  - 九 協会は、受信機器若しくはその真空管又は部品を認定し、受信機器の修理業者を指定し、その他名目の如何にかかわらず、無線用機器の製造業者、販賣業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれ

れに干渉することができない。

5 協会は、その収入及び剰余金をすべて第一項及び第二項に掲げる業務の遂行のために用いなければならぬ。

6 電波監理委員会は、必要と認めるときは、第一項第四号による研究の成果を公開させ又は第二項第四号の著作権若しくは同項第五号の特許権及び実用新案権を他人が使用することを承認させることができる。

7 第二項第七号の放送用受信機器の修理業務は、電波監理委員会が定期に行う調査により必要がないと認めた地域においては、これを行うこと�이できない。

#### （事務所）

第九條 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。  
（定款）

第十條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

#### 一 目的

##### 名称

##### 事務所の所在地

##### 資産及び会計に関する事項

##### 監理委員会及び役員に関する事項

##### 業務及びその執行に関する事項

##### 放送債券の発行に関する事項

##### 公告の方法

##### 定款改正の手続に関する事項

##### 定款は、電波監理委員会の認可を受けて変更することができる。

##### （登記）

第十一條 協会は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十二條 協会に監理委員会を置く。

監理委員会は、協会の政策を決定し、且つ、その業務の運営を指導統制する職員と責任を有する。

監理委員会は、前項の職員を遂行するため、別に規定するもの外、左の如きをつかさどる。

一 手数料、収支計画の決定

二 放送局の監局計画並びに放送局の設置、休止及び廃止

被送者税の編成に関する本計画の承認

定款の変更

六 受信契約係項の設定及び変更並びに受信料の免除基準の決定

七 放送債券の発行及び借入並の借入の決定

八 罰罰、給與、服務等事業の管理及び業務の執行に関する規程の成立

九 役員の報酬、退職金、交際費等の決定

十 その他の業務の運営の指導統制

監理委員会は、前項に掲げる権限を行う場合においては、第十九特に規定する会議の議決による。

五 前二項各号に掲げる事項のうち、監理委員会が軽微と認めたものについて、監理委員会の議決を経ないで、第二十二條に規定する会議にこれを行わしめることができる。

(監理委員会の組織)

第十三條 監理委員会は、八人の委員及び一人の職務上当然就任する委員ハ幹部委員といふ。以下同じ。」をもつて組織する。

監理委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。但

し特別委員は、委員長又は第四項に規定する委員長の職務を代理する者となることができない。

委員長は、委員会の会議を總理し、これを代表する。

監理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長が事故ある場合に委員長の職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

第十四條 委員(特別委員を除く。以下同じ。)は、公共の利益に関し公正な判断をすることができ、産業、經濟、労働、教育、文化、藝術、科学、技術等について、廣い経験と知識を有する者のうちから両議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。

前項の任命に当つては、別表に定める各地区に住所を有する者のうちから一人を限り任命しなければならない。

欠員の委員を補充し又は委員を再任する場合においては、監理委員会の推薦した者につき、第一項の例により任命する。この場合に

おいては、委員補充の進展については、監理委員会の總委員の過半數の議決により、委員の再任については、監理委員会の總委員の三分の二の多数決によらなければならぬ。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないとされ、内閣總理大臣は、第一項の規定にかかるらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の國会において、両議院の同意を得なければならぬ。

左の各号の一に該當する者は、委員となることができない。  
一 禁治產者若しくは準禁治產者又は破産者で復権を得ない者  
二 禁こ以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

一 國家公務員であつて懲戒免職の處分を受け、當該處分の日から二年を経過しない者

國務大臣又は政府職員

二 政黨の役員へ任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。～

放送局運営機若しくは受信機の製造業若しくは販賣業者、放送事業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間にこれらに該当した者を含む。）

七 新聞社、雑誌社その他ニュース又は情報の頒布を業とする事業者又はその構員、これらの事業者が法人であるときは、その役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）又は職員若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間にこれらに該当した者を含む。）

八 前二項における事業者の職員（任命の日以前一年間にお

いてこれらに該当した者を含む。）

六 委員の任命については、特別委員を含め、そのうちの五人以上が同一の政黨に属する者となることとなつてはならない。

（任期）

第十五回 委員の任期は、三年とする。但し、浦久の委員は、前任者の残任期を充てる。

2 委員たるに就くことができることができる。

3 委員は、後述が満了した場合においては、第一項の規定にかかわらず、十四箇月以内に第三項の規定により、あらたに委員が任命される。

4 政府に於ける事務の任期は、任命の際において、内閣總理大臣の任命によるものにより、任命の日から三人については一年、三人

については二年、二人については三年とする。

(退職)

第十六條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第十四條第四項の規定による両議院の同意が得られなかつた場合

二 第十四條第五項（委員任命の欠否要件）各号の一に該当するに至つた場合

(罷免)

第十七條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において罷免するものとされた委員は、その事件が議題となつてゐる国会の委員会に出席し

て弁明のため発言することができる。

2 委員（特別委員を含む。）のうち五人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者のうち四人を越える、員数の委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを罷免する。

3 委員は、他の地区に住所を変更した場合においては、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを罷免する。

4 第一項第二項及び第三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員のほう酬)

第十八條 委員は、ほう酬を受けない。但し旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

(議決の方法)

第十九條 監理委員会は、委員長（委員長事故あるときは、第十三第四項の規定により委員長の職務を代理する者）及び四人以上の委

員の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 監理委員会の議事は、別に規定するものの外、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 監理委員会の議事は、議事録として記録しておかなければならぬ。

(役員)

第二十條 協会に、役員として、監理委員会の委員の外、理事五人、監事二人を置く。

2 理事のうち一人を会長、一人を副会長とする。

(理事会)

第二十一條 理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定期の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

(理事及び監事)

第二十二條 会長は、協会を代表し、監理委員会の定めるところに従い、その業務一般を執行する。会長は、第十三條に規定する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

3 会長及び副会長以外の理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長、及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときにはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査し、その監査の結果を監理委員会に報告するとともにその業務報告書を会計検査院を経て國会に提出しなければならない。

第二十三條 会長は、放送について、廣い経験と知識を有する者のみ

ちから、監理委員会が任命する。但し、最初の会長は、社團法人日本放送協会の役員又は職員のうちから、監理委員会が任命する。

2 前項の任命に当つては、監理委員会は、総委員が三分の二以上の多数決によらなければならぬ。

3 副会長及びその他の三人の理事は、監理委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 監事は、事業計画に關し識見を有する者のうちから、監理委員会の同意を得て、会長が任命する。

5 理事及び監事の任命については、第十四条第五項へ委員任命の欠格條件の規定を準用する。この場合において同項第六号販賣業者、放送事業者とあるのは、「販賣業者」と読みかへるものとする。

第二十四條 理事及び監事の任期は三年とする。但し補欠の理事又は監事は、前任者の残任期間在任する。

2 役員は、再任されることができる。

第二十五條 監理委員会は、会長が職務の執行の任にたえないと認めると認める場合においては、これを罷免することができる。

2 会長は、理事又は監事か職務執行の任にたえないと認める場合、

又は理事又は監事に職務上の義務違反その他理事又は監事たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(理事の兼職禁止)

第二十六條 理事は、營利を目的とする團体の役員となり、又は自ら營利に從事してはならない。

2 前項の規定は、理事が當時その職務に専念することに支障のない限り放送事業以外の事業に投資することを妨げない。

(民法の準用)

第二十七條 民法第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法

人の住所）、第五十四條（代表権の制限）並びに非訴事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項（仮理事の特別代理人の管轄）の規定は、協会に準用する。

（受信契約及び受信料）

第二十八條 協会の標準放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。但し、放送の受信を目的としない受信設備を設置した者については、この限りでない。

2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徵收する受信料は、国会が定める。

3 協会は、慈善、教義その他の公共の目的に供する受信設備を設置した者について、前項の受信料を免除することができる。

4 協会は、第二項に規定するものの外、第一項及び第三項に規定する契約の該項については、あらかじめ電波監理委員会の認可を受け

なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

5 協会は、受信契約に関する事務を郵政省に委託することができる。（國際放送の費用負担）

第二十九條 協会の行う国際放送の経費は、予算の定めるところにより、國が負担することができる。

（業務報告書の提出）

第三十條 協会は、事業年度ごとに業務報告書を作成し、毎事業年度以後二月以内に、監査監理委員会を経て、國会に提出しなければならない

（業務対照表等の提出）

第三十一條 協会は、事業年度ごとに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに關する説明書を作成し、毎事業年度以後二月以内に、監査監理委員会に提出しなければならない。

2 計検査院は前項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計

人の住所）、第五十四条（代表権の制限）並びに非明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項（仮人の管轄）の規定は、協会に準用する。

（受信契約及び受信料）

第二十八条 協会の標準放送を受信することのできるした者は、協会とその放送の受信についての契約をない。但し、放送の受信を目的としない受信設備を置いては、この限りでない。

2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者か

料は、国会が定める。

3 協会は、慈善、教養その他の公共の目的に供する受信者について、前項の受信料を免除することができます。

4 協会は、第二項に規定するものの外、第一項及び

る契約の該項については、あらかじめ電気監理委員会

なければならない。これを変更しようとするときも同

5 協会は、受信契約に関する事務を郵政省に委託する

（勘定記述の費用負担）

第二十九條 協会の行う国際放送の経費は、予算の範囲

り、國が負担することができる。

（業務報告の提出）

第三十條 協会は、事業年度ごとに業務報告書を作成し

金以後二月以内に、監理委員会を経て、國会に提

出しない

（業務対照表等の提出）

放送法施行三十年の平成は亥年四月二十二日  
によつて内閣に彰するものと了解する。

算書を検査し、その検査報告書を國会に提出しなければならない。

(会計検査)

- 第三十二條 協会の会計については、会計検査院が検査する。
- 2 会計検査院は、協会に対し、隨時その財産の状況の報告を命じ、又は会計検査院の職員を派遣して、その検査をさせることができる。
- 3 会計検査院は、その検査した協会の財産の状況を電波監理委員会に通知する。

(放送債券)

- 第三十三條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、放送債券を発行することができる。
- 2 前項の放送債券の発行額は、三十億円をこえることができない。
- 3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5 前四項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法の社債に關する規定を準用する。

(放送の休止及び廃止)

第三十四條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を四十八時間以上休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときはこの限りでない。

2 前項但書の場合においては、協会はすみやかにその旨を放送委員会に届け出なければならない。

(放送に関する研究)

第三十五條 電波監理委員会は、放送の進歩発達と図るために必要と認めるとときは、契会に対し、第八條第一項第四号(協会の研究活動)の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の場合において要した費用は、國がこれを負担する。

3 第一項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の發展その他公共の利益になるよう利用されなければならぬ。

(放送番組の編集等)

第三十六條 番組は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすよう最大の努力を拂わなければならぬ。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行ひ、且つ、その結果を公表しなければならない。

3 協会は、放送番組の編輯に当つては、左の各号の定めるところによらなければならぬ。

一 公衆に關係ある問題を編集者の意見を加えないでできるだけ正確に報道すること。

二 意見が対立してゐる問題については、それぞれの意見を代表する者を通じて、あらゆる角度から論点を明かにすること。

三 協会は前項に定めるものの外、その放送の質を常に最善の状態に保つことに努めなければならない。

(政治的公平)

二 成人教育の進展に寄與すること。

四 音楽、文学、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。

5 協会は前項に定めるものの外、その放送の質を常に最善の状態に保つことに努めなければならない。

(政治的公平)

第三十七條 番組の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならぬ。

2 公選による候補者の候補者に取扱放送その他の運動に關する放送をさせたときは、その選舉における他の候補者に対しても、申出により同一放送番組を販売し、料等の條件の時間において、同一時間數を與えなきれどもならない。

3 この法律で、かかるもの以外、同様の放送に必要な事項は別に法律又は命令で定めること。

(商業放送、地方放送)

**第三十九條** 協会は、表現の如何にかかわらず、他人の著作に關する廣告を放送してはならない。但し協会の被選者組について、著作者、作曲者等の名稱を放送することを妨げるものではない。

(放送設備の譲渡等の制限)

**第三十九條** 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、質貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他方法の如何にかかわらず、これを他人の支配に屬させることができない。

(免稅)

**第四十條** 協会には、所得稅及び法人稅を課さない。

(土地收用)

**第四十一條** 協会の営む放送事業は、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)第二條(收用使用をなし得る事業)の土地を收用又は使用することができる事業とし、同法を適用する。

(解散)

**第四十二條** 協会の解散については別に法律で定める。

第三章 一般放送事業者

(一般放送事業者の責任)

**第四十三條** 一般放送事業者は、公共の福祉を増進することを目的として放送事業を運営しなければならない。

(廣告放送の料金)

**第四十四條** 一般放送事業者は、廣告放送をし、又は他人が編集する放送番組をその者のために放送しようとするときは、契約により料率を定めることができる。

(候補者放送)

**第四十五條** 一般放送事業者が、その設営により、又は他の放送事業者の設営を通じ、公選による公職の候補者に政見放送その他選舉運動に関する放送をさせたときは、料金を徵收するとなしといふにかかる

わらず、その選舉における他の候補者に対しても、申出により同一放送設備を使用し、同等の條件の下に同等な時間において、同一時間帯を與えなければならない。

(廣告者及び廣告放送の告知)

第四十六條 一般放送事業者が、廣告料金を徵收して放送するときは、廣告者及び廣告放送であることを放送によつて告知しなければならない。

（協会の放送番組再放送）  
第22条 この法律で定めるものの外、前項の放送に必要な事項は、別に法律又は命令で定める。  
第四十七條 一般放送事業者は、協会の承諾を得て、協会の放送を受信し、これを放送することができる。この場合において、一般放送事業者は、協会の募集した放送番組に変更を加へ放送してはならない。

2 一般放送事業者は、前項の放送を行う場合においては、その放送の開始及び終了に当つて、該々の放送番組の放送であることを告知

しなければならない。

(國際放送実施の命令)

第四十八條 一般放送事業者は、國際放送を行うことかできる。

(有線放送)

第四十九條 電線路を利用して放送するための設備（有線放送設備といふ。）及びこれに必要な附屬設備並びにこれらの運用又は操作に從事する者を備えた施設（一邸宅内、一構内又は一移動体内における受信を目的とするものを除く。）（有線放送といふ。）を運用する者は、この法律の適用について一般放送事業者とみなす。但し、この法律のうちで「放送設備」とあるのは「有線放送設備」と読み替えるものとする。

第四章 罰則

(公安を乱す等の放送の罪)

第五十條 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊するこ

1 それを主張する事項を放送した者は、三年以下の懲役に処する。

2 わいせつな事項を放送した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 第四條第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

(とく職罪)

第五十一條 協会の役員又は職員が、その職務に關し賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する賄りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者も前項と同様の刑に処する。

3 第一項の場合において、協会の役員又は職員が收受した賄りは、沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徵する。

(報告又は届出の義務違反等の罪)

第五十二條 左の各号に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十六條第一項の規定による電波監理委員会の命令に違反して、報告・資料・帳簿、その他の記録の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告・資料・帳簿その他の記録の提出をした者

二 第三十條若しくは第三十一條第一項の規定に違反して、業務報告若しくは貸借対照表等の提出をした者

三 第三十二條第二項の規定による会計検査院の命令に違反して、財産状況の報告をせず、又は虚偽の報告をせず又は虚偽の記載をした業務報告若しくは貸借対照表の提出をした者

第五十三條 第五十六條第一項及び第三十二條の規定により、電波監理委員会又は会計検査院の職員が行う検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(兩罰規定)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第四十九條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本額の罰金刑を科する。

(登記しないときの制裁)

第五十五条 協会の役員か、この法律又はこの法律に基く命令に違反して登記することを怠り、又は不実な登記をしたときは、一円四以下過料に處する。

第五章 総則

(報告の提出、設備等の調査)

第五十六条 電波監理委員会は、放送事業者に対し、必要な報告、資料、帳簿その他の記録の提出を命じ、又はその職員に放送事業者の施設に立入り放送設備及び帳簿その他の書類を調査させることができ

きる。

電波監理委員会は、前項によりその職員に調査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させ、關係人の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(年次報告記載事項の調査)

第五十七条 電波監理委員会は、左に掲げる事項を調査しその年次報告に記載しなければならない。

- 一 放送地域を拡充すること及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信されるような放送業務の改善
- 二 放送番組編集の自由をもたらす方法及び放送設備を自由な表現を行うための不偏不党且つ公共的な場としての放送の簡易且つ公平な利用のための方法
- 三 放送事業が特定の利益を代表するいかなる政治的、經濟的、社會的その他の團体にも支配されないよう責任ある經營形態の維

國立公文書館  
National Archives of Japan

23

放送業務、放送設備及び受信設備の改善に重大な關係ある政府諸機関の機能の協調を確保するための方策

政府が放送について行う規律の性質、範囲及び限度に拘り改善を要する事項

國内及び國外の放送に関する権威ある情報又は放送の分析解釈をもつて、これらを公衆に利用する。

## 七 教育のためにする旅遊の利用

九 放送の発達に関する研究  
十 電波技術、ファクノミリ、テノギンヨイその他あらゆる放送

十、農業の開拓方策、

十一、協会の事業につき本筋の拡張、縮少又は財政等に対する改善意見

電波監理委員会は前項の報告書を作成するに当つては、放送業務、

放送設備及び受信設備に関する政府又は民間の資料、統計資料を含む。これを最大限に利用し、商業、工業、金融、労働、農業、教育、

地方自治等の團体の代表者等の意見を徵するよう努めなければな

（放送用受信機の免稅）

五十七禁ノ二　何人も放送用受信設備を所有し、使用し、又は運用

する」と云ふつて御祝又は地方税を説せられることがない。

(受信機器修理業者の調査及び証明)

修理の状況を調査し又は受信機器の修理業者の申出により公衆の受信機器を完全に修理できる技術及び費用等を有する者に在籍する。

信機器を完全に操作できる技術がひ跡能等を有するひとと証明することができるのである。

電氣通信大臣は、設立委員を命じて協会の設立に關する事

國立公文書館  
National Archives of Japan

National Archives of Japan

放送業務、放送設備及び受信設備の改善に重大な関係ある政府諸機関の機能の協調を確保するための方法

を要する事項  
　　國內及び國外の放送に関する權威ある情報又は放送の分析解釈

## 七 教育のためにすべき放送の利用

## 九 放送の発達に関する研究 十 周波数変調、ファクシミリ、テレビジョンその他あらゆる放送

## 業務の開発方策、 十一 協会の事業につき本部の拡張、縮少又は財政等に対する改善

電波監理委員会は前項の報告書を作成するに当つては、放送業務意見

放送設備及び受信設備に関する政府又は民間の資料、統計資料を含む。これを最大限に利用し、商業、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の團体の代表者等の意見を徵するよう努めなければならぬ。

(五) 運用受信機の免税  
五十七禁ノ二 河人も放送用受信設備を所有し、使用し、又は運用することに、かつて開稅又は地方稅を課せられることがない。

(電と法の適用)  
五十八条 この法律に規定するものの外、取送局の電波の利用につ  
いては、電波法の規定による。

(施行第三回)  
開則  
五十年のこの法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。  
六十歳 電氣通信大臣は、設立委員を命じて協会の設立に関する事

三

第六十二条の二 内閣総理大臣は、協会の設立前に第十四条の例により、日本放送協会の監理委員会の委員となるべきものを指名することができる。

2 前項の規定による委員となるべきものは、協会の設立前に第二十一条第一項但書及び第二項の例により、日本放送協会の会長となるべき者を指名することができる。

3 第一項の第十四条の例による場合において、同條第五項「放送事業者」とあるのは、「社團法人日本放送協会」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により指名された委員となるべき者及び会長となるべき者は、協会の設立の時ににおいて、この法律の規定によりそれぞれ日本放送協会の最初の監理委員会の委員又は会長に任命されたものとする。

放送協会は解散し、その資産及び負債その他一切の権利義務は協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は適用しない。

第六十四条 協会成立の際社團法人日本放送協会に勤務する者（役員を除く）は、協会成立の際協会の職員となるものとする。

第六十五条 この法律に定めるものの外、協会の設立の日及びその設立に関し必要な事項は政令で定める。

（登録税法の改正）

第六十六条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会が放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ  
一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込毎回拂込金額 千分ノ三  
ニ 登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止 每一件 金千二百円

務を処理させる。

2 前項の規定により電氣通信大臣が設立委員を命じたときは、社團法人日本放送協会に対し、その会員の出資した金額を会員に返還すべきことを命じなければならない。

3 社團法人日本放送協会は、前項の命令があつたときは、協会設立の日までに会員の出資した金額を会員に返還しなければならない。第六十一条 設立委員は、定款を作成して、電氣通信大臣の認可を受けなければならない。

第六十二条 設立委員は、協会の設立のときにその事務を協会の会長に引き継がなければならない。

2 協会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、理事及び監事の全員は、政令の定めるところにより設立の登記をしなければならない。

第六十三条 協会が成立したときは、その時において、社團法人日本

放送協会は解散し、その資産及び負債その他一切の権利義務は協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は適用しない。

第六十四条 協会成立の際社團法人日本放送協会に勤務する者（役員を除く）は、協会成立の際協会の職員となるものとする。

第六十五条 この法律に定めるものの外、協会の設立の日及びその設立に関し必要な事項は政令で定める。

（登録税法の改正）

第六十六条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のようにより改正する。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会力收送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込毎回拂込金額 千分ノ三  
二 登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止 每一件 金千二百円

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受タルトキヘ毎一件  
金三百円ノ登録税ヲ納ムベシ。

第十九條第七号中「法令ニ依ル公函、」の下に「日本放送協会」  
を「公函ニ關スル法令」の下に「放送法」を加える。

(印紙稅法の改正)

第六十七條 印紙稅法（明治三十二年法律五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條中に「六ノ九日本放送協会の業務に関する証書帳簿」を加へる。

(地方稅法の改正)

第六十八條 地方稅法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加える。

第一百十三條中「新聞」の下に「放送、」を加へる。

(郵政省設置法の改正)

第六十九條 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「電氣通信省から委託された業務」の下に「、日本放送協会から委託された業務」を加へる。

第八條第十三号中「電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第六條」の下に「及び放送法（昭和二十四年法律第二百八十八條第五項）」を加へる。

(鶴会の徵收する文信料)

第六十九條 第二十八條第二項の文信料は月額三十五円とする。

第十四條第二項の規定に基く別表

地区名	都道府県名
関東信越地区	東京都、千葉縣、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、新潟縣、長野縣、山梨縣、茨城縣、
東北地区	宮城縣、青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣、福島縣、
北海道地区	北海道
東海北陸地区	愛知縣、三重縣、岐阜縣、靜岡縣、石川縣、富山縣、福井縣、
近畿地区	大阪府、京都府、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、兵庫縣
中國地区	廣島縣、山口縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、
四國地区	愛媛縣、德島縣、香川縣、高知縣、
九州地区	熊本縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、

昭和廿四年八月廿九日

電 波 法 案

電 波 論

電波法案目次

- オ一章 総 則
- オ二章 電波監理委員会
- オ三章 無線局の免許
- オ四章 無線設備
- オ五章 無線從事者
- オ六章 運用
- オ一節 通 則
- オ二節 海岸局及び船舶局の運用
- オ七章 監 督
- オ八章 審理及び訴訟
- オ九章 罰 則
- オ十章 雜 則
- 附 則

(目的)  
オ 一條 この法律は、電波が公共の福祉に適合するように、公平且つ能率的な方法で利用されることを確保し、あわせて電波を利用する業務の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

オ 二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。

一 電波とは、十キロサイクルから三百万メガサイクルまでの周波数の電磁波をいう。

二 無線電信とは、電波を利用して、符号を送り又は受けることのできる電磁波をいう。

三 無線電話とは、電波を利用して、音声、樂音その他の音響を送り又は受けることのできる通信設備をいう。

四 無線設備とは、無線電信、無線電話その他左に掲げるものをいう。

（一） テレビジョン 電波を利用して、動き若しくは動かない事物の

一時的映像、又はこれと音声、樂音その他の音響との組合せを送り又は受けることのできる電気的設備

（二） ファクシミリ 電波を利用して、記録の目的をもつて、固定映像を送り又は受けることのできる電気的設備

（三） その他、電波を利用して、通報信号若しくはエネルギーを送り又は受けることのできる電気的設備

無線従事者とは、無線設備の運用又は操作に従事する者をいう。

無線局又は局とは、無線設備及びこれに必要な附属設備並びに無線従事者の總体をいう。

無線通信とは、無線設備による通信をいう。

遭難通信とは、船舶が遭難した場合に行う無線通信をいう。

緊急通信とは、船舶の安全又は海上における人命の安全に關する公衆通信とは、公衆の一般的利用に供するため電氣通信省の行う通信であつて緊急を要するものをいう。

無線通信業務をいう。

十一 安全通信とは、船舶航行の安全に関する通信又は重要な災象警報をいう。

十二 非常通信とは、非常災害の発生した場合において、通常の通信機能が破壊せられ又は通常の通信機能に依存することが不適当である緊急の期間中に行う災害の状況及び救助に関する通信その他公安の維持上必要な通信をいう。

十三 放送局とは、公衆によつて直接受信されることを目的として行われる電気通信の送信をする無線局をいう。

十四 船舶局とは、船舶に施設せられた無線局をいう。

十五 オ一種局とは、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船(旅客定員十二人を越える船舶)及び同区域を航行区域とする千六百とん以上の旅客船でない船舶の無線電信局をいう。

十六 オ二種局甲とは、オ一種局及びオ三種局に該当しない船舶無線電信局であつて公衆通信を取扱うものをいう。

十七 オ二種局乙とは、オ一種局及びオ三種局に該当しない船舶無線

電信局であつて公衆通信を取扱わないものをいう。

十八 オ三種局とは、総とく數千とん未満の漁船及び総とく數三百とん未満を有つて旅客船又は漁船でない船舶の無線電信局をいう。

十九 海岸局とは、船舶局を相手とするために陸上に施設した無線局をいう。

二十 実験無線局とは、科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局をいう。

二十一 アマチュア無線局とは、無線通信に興味を有する者がその研究実践に専用する目的で施設する無線局をいう。

## オ二章 電波監理委員会

### (設置)

オ三條 この法律の公正な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣に電波監理委員会を置く。電波監理委員会は、國家行政組織法（昭和二十三年法律オ百二十号）の規定にかかわらず内閣に置かれるものとする。

2 電波監理委員会が、その権限を行うには、オ一條に規定する目的に従い、オ十六條に規定する会議の議決による。

#### (権限行使に対する両議院の同意)

オ三條の二 電波監理委員会が放送法オ三十九條（放送設備の譲渡等の制限）の規定により日本放送協会に対し認可を与えるには、両議院の同意を得なければならない。

2 オ六條オ二項及びオ十條の規定は、前項の場合に準用する。  
(内閣に対する責任)

オ四條 電波監理委員会は、左に掲げる事項その他電波の規律に関する

國の一切の事務について、内閣に対し責任を有する。

- 一 電波行政の基本方策の決定（放送に関するものを含む。）
- 二 電波の管理に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定の立案（右に同じ。）

三 電波の規律に関する法令の立案及び電波監理委員会規則の制定（右に同じ。）

四 電波監理委員会の処分に対する異議の申立の審理

- 2 内閣は、何時でも、電波監理委員会の意見を徵した上、その議決を再審議し、内閣法（昭和二十二年法律オ五号）の規定に従い必要な措置をすることができる。

#### (組織)

- オ五條 電波監理委員会は、委員長一人及び委員（委員長を除く。以下同じ。）六人をもつて組織する。
- 2 委員長は、國務大臣をもつてこれにあてる。
- 3 委員長たる國務大臣は、國家行政組織法オ五條の規定にかかわらず

電波監理委員会の所掌事務に關し内閣法にいり主任の大臣とする。  
委員は、國家公務員法第ニ條第ニ項第ナ九号に掲げる特別職の國家公務員とする。

(委員の任命)

第六條 委員は、公共の利益に關して公正な判断をすることができる、且つ、広い経験と知識とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

委員の任期が満了し又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者又は第ナ九章に規定する罪を犯し刑に

処せられた者

三 國家公務員であつて懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 國会議員

五 政黨の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

六 無線設備若しくはその機器の製造、販売若しくは工事の業者、放送事業者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはその事業株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間に置いてこれらに該当した者を含む。）

七 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

委員の任命については、委員長を含みそのうちの四人以上が同一の政黨に屬する者となることとなつてはならない。

（宣誓及び服務）

七條 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、國家公務員法第6條第1項（ハ事官の宣誓書）に規定する宣誓に準ずる宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

2 國家公務員法第96條（服務上の業務）及び第105條（職員の職務の範囲）の規定二條まで（服務上の業務）及び第108條（職員の職務の範囲）の規定は、委員に準用する。

（兼職の禁止）

八條 委員は、營利を目的とする團體の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

（任期）

九條 委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を任する。

2 最初に任命される委員の任期は、前項の規定にかかわらず内閣總理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年、四年、五年及び六年とする。

3- 指員の任期は、毎年四月一日からはじまる。

4 委員は、再任されることができる。

（退職）

十條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

合

一 第6條第2項各号の一に該当するに至つた場合

二 第6條第3号の規定により弾劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 戦犯の遂行に堪えない故障があること。

二 異議主の戦犯に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

（罷免）

才子一條 委員のうち四人以上の者が同一の政党に所属するに至つた場合には、これらの者のうち三人を超える員数の委員は、内閣総理大臣が両議院の同意を得てこれを罷免する。委員長及び委員を合わせ四人以上の者が同一の政党に所属するに至つた場合においては、二人を超える員数の委員を同様に罷免する。

2 前項の場合を除く外、委員は、その意に反し罷免されることがない。  
(彈劾)

才十二條 委員の弾劾の裁判は、最高裁判所において行う。

2 内閣総理大臣は、委員の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る委員に送付しなければならない。

4 最高裁判所は、才二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間ににおいて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなければならない。

5 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならぬ。

6 委員の弾劾の裁判の手続は、裁判所規則で定める。

7 裁判に要する費用は、国庫の負担とする。

(報酬)

才十三條 委員は、予算の範囲内で、一般職の國家公務員の最高の報酬よりも高く、國務大臣のほう給よりも低い額の範囲内の報酬を受ける。  
(退職後の就職の制限)

才十四條 委員であつた者は、その退職後一年間は、才六條才二項才六号及び才七号に掲げる職についてはならない。  
(委員長)

才十五條 委員長は、電波監理委員会の会務を總理し電波監理委員会を代表する。

3 2 委員会は、委員のうちから副委員長一人を互選する。

副委員長は、委員長選出あるときは又は欠員のときは、才一項に掲げ

る委員長の職務を行う。

委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長及び副委員長と共に事務のある場合に、第一項に掲げる委員長の職務を行う者を定めておかなければならぬ。

#### (会議及び手続)

第十六條 電波監理委員会の会議は、委員長（委員長事故あるとき又は欠員のときは、前條第3項及び第4項の規定により委員長の職務を行う者）及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

電波監理委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

電波監理委員会の会議の議事は、議事録として記録して置かなければならない。

この記録は、電波監理委員会の定める手続により、公衆の閲覽のため公開されなければならない。

前項の規定により電波監理委員会が定めた手続は、官報で公示する。

前三項に定めるものの外、電波監理委員会の会議の議事に關し必要な事項は、電波監理委員会で定める。

#### (事務部局)

第十七條 電波監理委員会の事務部局として電波管理監督局を置き、電波監理委員会の事務を行わしめる。

2 電波管理監督局に長官一人を置く。長官は、委員会の指揮監督を受け局務を統理する。

3 電波管理監督局の地方支分部局として、地方電波管理局を置き、電波監理総局の事務の一部を分掌させる。

4 気象管理監督局長官は、次官と同じ基礎に基く給与を受ける。

第十七條の二 電波監理委員会は、この法律及び放送法を執行するため電波監理委員会規則を制定することができる。

#### (所掌事務の委任)

十七條の三 電力監理委員会は、第四條第一項各号の事項を除きその所掌事務を電力管理総局に委任することができる。

（国会に対する報告）

十八條 電力監理委員会は、毎年一回その決定した事項につき内閣総理大臣を通じて國会に報告しなければならない。電力監理委員会が必要と認めた場合又は國会の要求があつた場合も同様とする。

### 第三章 無線局の免許

#### (免許)

第十九條 無線局を施設し運用しようとする者は、電波監理委員会の免許を受けなければならぬ。但し、放送へ放送法に規定する放送をいう。以下同じ。) を受信する設備については、この限りでない。

#### (申請者の資格)

第二十條 左の各号の一に該当する者は、無線局の免許を申請することができない。

- 一 日本国民でない者
- 二 外國政府又はその代表者
- 三 外國の法人又は團体

四 法人又は團体であつて、前三号に掲げる者がその代表者となつているもの

五 法人又は團体であつて、第一号から第三号までに掲げる者が、

その役員の三分の一以上又は議決権の三分の一以上を占めるもの前項の規定は、左の各号の一に該当する場合には適用しない。

一 國際的及び地域的な條約・規則又は協定に別段の定めがあるとき

- 二 受信のみを目的として施設するもの及び実験無線局
- 三 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第十四條(日本船舶に準ずる外國船舶)各号の船舶に施設する無線局

左の各号の一に該当する者に対しては、無線局の免許を與えないことができる。

- 一 この法律及び放送法の規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものでゐるとき
- 二 免許の取消を受けた者で、その取消の日から一年を超過しないものであるとき

(免許申請書に、  
第二十一條 無線局の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を  
記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。)

一 目的及び理由  
二 事業計画及び收支概算(放送局その他電波監理委員会規則で定  
めるものに限る。)

三 放送項目  
四 放送区域

五 希望する免許の期間及び運用の時間

六 無線設備の設置場所

七 希望する周波数及び電波の型式並びに空中線電力

八 工事設計及び工事落成期限

九 工事費概算

十 予定する無線從事者の資格及び員数

十一 運用開始の予定期日

十二 相手無線設備の設置場所(相手無線設備が陸上に施設せられ  
るものに限る。)

(申請の審査)

第二十二條 電波監理委員会は、前條に規定する申請書を受理したと  
きは、左の各号に掲げるところに従つて、申請を審査しなければな  
らない。

- 一 第一條の目的に合致すること。
- 二 無線局設置の基本方策に合致すること。
- 三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 四 周波数の割当が可能であること。
- 五 工事設計が技術基準に合致すること。

電波監理者の資格及び員数が法令の規定に適合すること。

電波監理委員会は、申請の審査に際し、必要があると認めたときは、申請者に出頭又は資料の提出を命ずることができる。

(建設許可)

第二十三條 電波監理委員会は、前條の規定により審査した結果、その申請が同條第一項各号に適合していると認めたときは、申請者に

対し、無線設備の建設許可を與える。

2 電波監理委員会は、必要があると認めたときは、前項の許可を與える場合にその建設工事の落成期限を指定することができる。

3 第一項の建設許可を受けた者が、第二十一條のうち、第一号から第八号までの事項を変更しようとするときは、電波監理委員会の許可を受け、又その他の各号の事項を変更しようとするときは、その旨を電波監理委員会に届出なければならない。

4 第一項の建設許可又は第二十四條の検査は、電波監理委員会規則の定める無線設備については省略することができる。この場合においては、第一項の建設許可又は第二十四條の検査を行わないので、第二十五條に規定する免許を與えるものとする。

(落成届及び新設検査)

第二十四條 前條の建設許可を受けた申請者は、建設工事が落成したときは、その無線設備に無線從事者を配置し、その旨を電波監理委員会に届出て、その検査を受けなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の検査に從事する職員には、その身分を示す証票をかいださせ、関係者の要求があつたときはこれを呈示させなければならない。

(免許の附與)

第二十五條 電波監理委員会は、前條の規定による検査を行つた結果、その無線局が、この法律及びこの法律に基く命令の規定並びに建設

許可を與えた基準に適合していると認めたときは、申請者に対し、無線局の免許を與える。但し、地方電波管理局は、船舶の出航その他運用開始上、急を要する事由があると認めたときは、無線局の免許に代り六月間の効力を有する仮免許を與えることができる。

2 免許を與えたときは、免許状を交付する。仮免許についても同様とする。

3 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を越えることができない。但し、放送局については三年を越えることができない。

4 船舶安全法第四條（無線局を強制される船舶）の規定によつて施設する無線局及び受信のみを目的とする局の免許については前項の規定にかかるらずその有効期間を附さない。

（免許状の記載事項）

第二十六條 前條の免許状には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 免許の日附及び免許の番号
- 二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名
- 三 局の分類
- 四 局の目的
- 五 放送事項
- 六 放送区域
- 七 無線設備の設置場所
- 八 免許の有効期間
- 九 呼出符号（標識符号を含む。以下同じ。）及び呼出名称
- 十 使用電波の型式及び周波数並びに発振及び変調の方法
- 十一 空中線電力
- 十二 空中線の型式（指定した場合に限る。）及び構成
- 十三 運用時間及び通信執務時間
- 十四 無線從事者の資格及び員數

2 免許状には、第七十條に規定する趣旨の記載がなされなければならない。

(運用開始の届出)

第二十七條 免許人は、その無線設備の運用を開始しようとするときは、その旨を電波監理委員会に届出なければならない。

(免許の更新)

第二十八條 免許人は、電波監理委員会に対し、免許の更新を申請することができる。

2 前項の申請は、申請書によつて、免許の有効期間満了の日以前の六月から三月までの間にしなければならない。

3 免許の更新について、免許に関する規定を準用する。

4 電波監理委員会は、第一項の申請があつた場合で必要があると認めたときは、当該無線局に対し六月間の効力を有する仮免許を與えることができる。

(変更の申請等)

第二十九條 免許人は、その局の目的、放送導報、放送区域、無線設備の設置場所、呼出符号、呼出名添、使用電波の型式若しくは周波数、発送若しくは変調の方式、空中線電力、地中線の型式若しくは構成又は運用時間を変更しようとするときは、申請書を電波監理委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 實驗無線局の免許人は、その設備の発送若しくは変調の方式及び空中線の型式若しくは構成を変更したときは、その旨を電波監理委員会に届出なければならない。疑似空中線回路を使用する実驗無線局については、前段の届出も要しない。これらの場合には、前項の規定は適用しない。

(変更検査)

第三十條 別紙第一項の申請者は、無線設備の設置場所の変更又は工事を要する変更についてその変更工事が落成したときは、その旨を

電波監理委員会に届出て、その監査を受けた後は電波監理委員会の必要がないと認めたときは、この検査を省略する。①後更許可の内容に適合していると認められた後でなければその無線設備を運用することはできない。但し、電波監理委員会が別に定める場合又はその検査を行う職員の指示を受けた場合は運用することができる。

前項の規定による検査を行つた場合は、電波監理委員会で定める無線検査簿にその結果を記載する。

第二十四條 第二項の規定は、前項の検査に準用する。

(免許に属する権利義務の譲渡等)

三十一條 免許人は、電波監理委員会の許可を受けた場合に限り、その免許に属する権利義務を譲渡し、又はその場を第三者に使用させることができる。

~ 免許人は、氏名を変更したときは、その旨をすみやかに電波監理委員会に届出なければならぬ。

#### (免許状の訂正)

第三十二條 免許人は、第二十九條及び前條の規定による場合その他無線局の免許状の記載を訂正する事由が生じたときは、その免許状を電波監理委員会に提出し訂正を受けなければならぬ。

(申請の拒否)

第三十三條 無線設備の建設工事が第三十三條第二項の規定によつて指定期限までに落成しない場合は、その事由が不可抗力その他正当な事由によつて場合を除くの外、電波監理委員会は免許を拒否することができる。

② 電波監理委員会は、第三十一條、第三十八條、第三十九條、第三十一條及び第三十四條第三項に規定する申請に少いモ免許又は許可を拒否する場合は、その理由を記載した文書により申請者に通知してそれを行わなければならぬ。

③ 免許を拒否された場合は、第三十三條の建設許可はその効力を失

う。

(廃止及び休止)

第三十四條 免許人は、その無線局を廃止しようとするときは、その旨を電波監理委員会に届出なければならない。その業務を一月以上休止しようとするときも同様とする。

2 免許人は、第三十七條の規定によつて公衆通信、第百四十二條に規定する通信、國(國に準ずるもの)が公共の利益のために行う通信の用に供されている無線局を廃止又は休止しようとするときは、前項の規定にかかわらず、電波監理委員会に申請して許可を受けなければならない。海岸局その他電波監理委員会規則の定める局についても同様とする。

(免許状の返納)

第三十五條 免許人は、免許の有効期間が満了したとき、又は無線局を廃止したときは、その免許状をすみやかに返納しなければならない。免許を取消されたときも同様とする。

(定期検査)

第三十六條 第二十五條の規定によつて施設した無線局は、左に掲げる場合を除き、少くとも年一回電波監理委員会の検査を受けなければならない。

一 新設検査(許可の更新のときに行う検査を含む。)を受けた年二 船舶局であつて、その船舶が外國地間を航行している場合

2 第二十四條第二項並びに第三十條第一項但し書及び第二項の規定は、前項の検査に準用する。

(公共通信への供用)

第三十七條 電波監理委員会は、申出により、公衆通信、第百四十二條に規定する通信、その他國(國に準ずるもの)が公共の利益のために行う通信を確保するため、必要があると認めたときは、期間を定めて無線局をこれらの通信の用に供させることができる。

- 2 前項の場合において、免許人に生じた損失又は費用は、供用を受けた者が確定した者が、これを補償しなければならない。供用を受けた者が確定しない場合は、國において補償する。
- 3 前項の場合において、当事者間にその補償の額及び方法について協議が調わないときは、電波監理委員会が決定する。

(周波数の公開)

- 第三十八條 電波監理委員会は、無線局の免許の申請等に資するため、標準放送周波数帯及び三十メガサイクル以上の周波数帯について、割り当てた周波数及び割り当てることが可能である周波数の表を作成し、常に現行にして置かなければならない。
- 2 前項の表は、公衆の閲覧に供されなければならない。
- (無線業務の権別及び無線局の分類)

第三十九條 無線業務の権別及び無線局の分類は、電波監理委員会規則で定める。

## 第四章 無線設備

### (設備の條件)

第四十條 無線設備は、その目的を十分達成し、且つ他の無線設備に有害な混信を與えないことを確保するため、この章に規定するものの外電波監理委員会の定める技術基準に合致するよう施設し、且つ、維持しなければならない。

#### (周波数、呼出符号等の指定)

第四十一條 無線設備に使用する電波の型式及び周波数並びに呼出符号及び呼出名称は、電波監理委員会の指定するものでなければならない。  
2 電波監理委員会は、必要と認めたときは、無線設備に使用する空中線の型式及び空中線電力を指定することができます。

#### (電波の業務別分配)

第四十二條 無線設備に使用することのできる電波の型式及び周波数帯の業務別の分配は、電波監理委員会が定める。

#### (電波の質)

第四十三條 無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波の周波数帯の幅及び高調波の強度等電波の質に関する必要な事項は、電波監理委員会が定める。

#### (受信設備の條件)

第四十四條 受信設備は、その設備に誘発する高調波電流か、他の無線設備の機能に有害な支障を與えないものでなければならぬ。

#### (障害等の防止設備)

第四十五條 無線設備は、他の障害を與えないため必要な電波監理委員会の定める設備を取さなければならぬ。  
1 保安設備

第四十六條 無線設備は、その保守のために必要な電波監理委員会の定める設備その他の設備を取さなければならぬ。

#### (送波効率表直等の記入つけ)

第四十七條 雷波監理委員会が指定する無線設備には、その使用周波数の許容偏差の少くとも二分の一の測定精度を有する周波数測定装置を備えつけなければならない。

2 前項の周波数測定装置は、電波監理委員会によつて維持せられる標準周波数と比較して定められたものでなければならぬ。

3 第一項に規定するものの外、無線設備には、その運用及び操作のために必要な雷波監理委員会の定める計器、子備品その他の物品を備えつけておかなければならぬ。

#### （一）船舶局等の強制電波

第四十八條 船舶局及び海岸局の無線電信、無線電話は、雷波監理委員会規則で定める型式及び周波数の電波を送り又は受けることのできるものでなければならぬ。但し、受信専門の目的で施設するものその他雷波監理委員会においてその必要がないと認めたものは、この限りでない。

#### （一）船舶の義務無線電信の條件

第四十九條 船舶安全法第四條の規定による船舶に施設する無線電信（以下義務無線電信といふ）の主送信装置は、五百キロサイクルの周波数において、毎回百九十キロメートル以上の有効通達距離をもつものでなければならない。  
（第四條）

2 雷波監理委員会は、船舶安全法第一條第三号に該当する船舶に施設する無線電信については、前項の規定にかかわらずその周波数及び有効通達距離を別に定めることができる。

第五十条 義務無線電信には、左に掲げる條件に適合する非常設備を装備しなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号に該当する船舶に施設する無線電信であつて電波監理委員会が、船体の構造上非常設備を装備することが不適当であると認めた場合は、この限りでない。

#### （一）独立の電源をもつこと

一 連続して六時間以上使用できること。

二 受信装置は、五百キロサイクルの周波数において、昼間百五十キロメートル以上の有効距離をもつこと。但し、その局が第一種局に該当しない場合は、昼間九十五キロメートル以上の有効距離をもつてゐるものであればよい。

三 受信装置は、五百キロサイクルの周波数を受信することができ、且つ、鉛石検波の方式によつても受信できること。

四 直ちに全能力をもつて使用できること。

五 前項の非常設備は、最高満載きつ水線上なるべく高く船舶の上部の安全な位置に装置することを要する。

六 主要信裝置か前二項の條件を具備するときは、非常設備の装置へ受信裝置を除く。」を省略することができる。

#### （非常災害用設備の條件）

第五十一條 非常災害の発生した場合に使用する目的で施設する無線電

信、無線電話は、雷波監理委員会が指定する場合を除くの外、左の條件に適合する電源を装置しなければならない。

一 延立していること。

二 持続して二十四時間以上使用できること。

三 直ちに全能力で使用できること。

#### （空中線電力）

第五十二條 無線設備の空中線電力は、目的を達するために必要な最小のものでなければならぬ。

#### （無線設備の機器の検定）

第五十三條 船舶に施設する方位を測定する無線設備及び蓄電池を自動的に受信する無線設備並びに放送を受信する無線設備その他の無線設備の機器は、その種類について、雷波監理委員会の定める技術基準に適合したものでなければならぬ。この技術基準並びにこれに適合しているか否かの検定その他これに該する手続は、雷波監理委員会規則で定める。

第五章 無線從事者

(無線從事者免許及び資格等級)

五十五條 無線設備は、左に掲げる資格等級によつて、電波監理委員会の免許を受けた者でなければその運用又は操作に從事してはならない。但し、受信専用の目的で施設したものその他電波監理委員会において特に必要がないと認めたもの又は船舶航行中であつて免許を受けた無線從事者が得られない場合その他電波監理委員会において特に事情やむをえないと認めた場合は、この限りでない。

一 無線通信士

- (一) 第一級
- (二) 第二級
- (三) 第三級
- (四) 電話級

二 権守員級

- (一) 第一級
- (二) 第二級
- (三) 第三級

三 アマチュア無線技士

- (一) 第一級

- (二) 第二級

- (三) 第三級

四 電波監理委員規則により特に認めた級

2 無線從事者免許は申請により、試験を行つて、これを與える。

3 無線從事者の免許を與えたときは、無線從事者免許証を交付する。

4 無線從事者免許の有効期間は、免許の日から起算して五年とする。

5 無線從事者の無線設備の運用又は操作に從事し得る範囲、試験の科目及び程度、免許申請の手続、合理的な申請手数料その他免許に関する必要な事項は、電波監理委員会規則で定める。

（免許の更新）

第五十六條 無線從事者は、その免許の有効期間満了に際し、同一資格等級について免許の更新を申請することができる。

2 前項の申請か、左の各号の一に該当するときは、電波監理委員会は、試験を行わないでその免許の更新をしなければならない。

一 免許の有効期間中過算して、二年六月以上実務に從事し、この法

規則との法律に基く命令若しくはこれに基く处分に違反しなかつた者

二 免許の有効期間中通算して一年六月以上実務に從事し、この法律又はこの法律に基く命令若しくはこれに基く处分に違反しないで、且つ、その從事年数のうち六月以上が申請当日の直前一年以内にある者

3 第一項の申請が第二項各号に該当しないものであるときは、第五十五條第二項の試験を行つて免許の更新をしなければならない。

4 前項の場合において、電波監理委員会は、申請者の実務経歴及び成績によつて、試験の一部を免除することができる。

5 前條第3項から第5項までの規定は、前三項の場合に準用する。

（欠格事由）

第五十七條 左の各号の一に該当する者に対しては、無線從事者免許を與えられない。

一 六ヶ月の懲役又は禁錮以上に該当する刑に処せられた者  
二 二年以内の間の定めるところによつて資格等級に応じ一定の年齢に達する者  
三 他の法律に基く命令若しくはこれに基く处分に違反した者

第五十八條 左の各号の一に該当する者に対するは、無線從事者免許を與えないと定められる。

一 二年以内の間の懲役又は禁錮に処せられた者  
二 二年の間の間の定めるところによつて資格等級に応じ一定の年齢に達する者  
三 他の法律に基く命令若しくはこれに基く处分に違反した者

三 無線從事者免許を取消された者で、取消された日から二年を経過しない者著しく心身に欠陥のある者、

(無線從事者原簿の備えつけ)

第五十九條 電波監理委員会は、無線從事者原簿を備えつけて免許を與えた者の氏名、本籍、生年月日、資格等級、実務経歴及び第九十一条の規定によつて行つた処分その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(免許証の返納)

第六十條 無線從事者免許の有効期間が満了したときは、無線從事者免許証は、すみやかにこれを返却しなければならない。免許を取消されたときも同様とする。

(主任通信士の配置等)

第六十一條 左に掲げる船舶無線電信局には、主任通信士として各下段の條件に適合した無線通信士を配置しなければならない。

一 第一種局

最近十年内に、船舶無線電信局において、無線通信士第一級の資格者として、二年以上の実務経験を有し、且つ、現にその資格を有する者

二 第二種局甲

最近十年内に、船舶無線電信局において、無線通信士第一級の資格者として、一年以上の実務経験を有し、且つ、現にその資格を有する者

無線通信士第一級の資格を有する者、又は最近十年内に船舶無線電信局又は海岸局において、無線通信士第二級の資格者として、六月以上の実務経験を有し、且つ、現にその資格を有する者

三 第二種局乙

2 電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があると認めたときは、電波監理委員会規則により無線局に配置すべき無線從事者の資格及び異議を指定することができる。

(選解任届)

第六十二條 免許人は、無線從事者を選任又は解任したときは、その免許証の写及び解任の理由を添えて、その旨を電波監理委員会に届出なければならない。

2 この法律又はこの法律に基く命令その他の法令に違反した理由により無線從事者を解任した場合は、すみやかに前項の届出をしなければならない。

## 第六章 運用

### 第一節 通用

#### (目的外使用の禁止等)

第百三十九条 本法は、その目的での機械器具の充放電の範囲を擴大して運用してはならない。但し、庄内湖における運航につては、監修、監理委員会の定めるところに従ふ。その他の款の記載事項の範囲にいづれらず元件を行うことができる。

- 一 通航運航
- 二 緊急運航
- 三 安全運航
- 四 幸富運航

各無線局は、庄内各号の船舶の外、公衆の一般的利害を目的として庄内湖における航行の運航その他の庄内湖の航行が運航の範囲に張り、その他の目的外に、これを運航することができない。

#### (過失等の防止)

第百六十條 本法は、庄内の無線局の通用に有効な運航での過失の妨害を想えなくなりようしてその設備を運用しなければならない。

#### (機械装置等の使用)

第百三十九条 本法は、庄内湖における場合には、機械装置等の使用を特なにすればならない。但し、第一号又は第二号の場合で庄内の発射を特た必要とする場合は、この限りでない。

#### 一 無線装置の機器の試験又は調整を行うため運用するとき。

#### 二 寒流無効化を運用するとき。

#### 三 航路設備の機器の試験を目的として施設した場所を運用するとき。

#### (寒流無効化の運用)

第百六十六條 寒流無効化が運航を行う場合は、普通語により、且つ、その目的とする実験で測するものに限る。

アマチュア無効化の行う運航は、普通語により、且つ、他人の依頼

にこれらたむじにて任にあげらるものにせん。

一、その商業秘密でなく、免許人の個人的性質のものであつて且つ、監禁なもの

## 二、その研究実験に関する技術的性質のもの

### (運用時間の指定)

第六十七條 電気監理委員会は、無線設備を運用することのできる時間(運用時間といふ。以下同じ。)を指定する。

又、監理委員会は、公衆通報その他公衆上必要な運営のため、又は電波の混信を防ぐため、若しくは電波の能率的使用のために必要があると認めたときは、運用時間の変更を命ずることができる。監理委員会

5 無線局は、第六十三條第一項各号の運営を行う場合その他監理が必要あると認め別に定めた場合は、運用時間外においても運用することができる。

### (時 刻)

#### 監理委員会

第六十八條 無線局の業務に使用する時刻は、監理の特に定める場合を除くの外、日本中央標準時によるものとする。

### (虚偽の遭難通報等の禁止)

第六十九條 無線局は、虚偽の船舶遭難通報、緊急通報及び安全通報その他の虚偽の通報を行つてはならない。

### (秘密の保護)

第七十条 何人も法律に定める権限によるのでなければ、公衆が直接受けすることを目的としない無線通報の傍受その他通報の秘密を侵す行為をしてはならない。

又、何人も法律に定める権限によるのでなければ、前項の無線通報の存在若しくはその内容を漏らし又は利用してはならない。

### (業務書類等の備付)

第七十一條 無線局には、監理監理委員会の定めるところにより正確な時計並びに無線検査簿、無線業務日誌等の必要な書類を備えつけておかなければならない。但し、特に指定する場合は、この限りでない。

(委任規定等)

第七十二条 本章に規定するものの外、運航方法その他の運航上の業務に関する必要な細目の事項は、監視監理委員会規則で定める。

3 免許人は、この法律及びこの法律に基く命令の範囲内において、適用規則等を定めたときは、その実施にて、これを以て監視監理委員会に届けなければならない。

3 監視監理委員会は、必要があると認めたときは、たび人に対し、前項の規則等の変更を命ぜることができる。

第二節 每晩の及び船舶の通常

(船舶の指揮者の職務)

第七十三条 船舶の指揮者は、その指揮の為する船舶の指揮者の責任をする。

3 船長の指揮者は、船長就業者として、これに等しくこの法律に基く命令の規定を忠実に履行しなければならない。

(船舶の運用)

第七十四条 船舶の運用は、その指揮の執行下にまること。但し、監視監理のみを適用する場合、第六十三条第一項各号の運用を行なう場合その他監視監理命令が適用されるとしていたりした場合は、この限りでない。

3 船舶と相互の運用は、運用の範囲に有効な、その旨の附帯を定めてはならぬ。但し、第六十三条第一項各号の適用を行なう場合は、この限りでない。

3 在海航行は、船舶から、開港の届出の届けを受けた者は、妨害してくる船舶に対して、逃げの申立ての権限を請求することができる。この請求を受けた船舶者は、直ちにこれを免れなければならぬ。但し、船舶者は、避難と並行して航行場合は、船舶の順序及び時刻並びに使用懸濶の型式又は航次表について、避難の指示に従わなければならぬ。

(通航執務時間)

第七十五條 左に掲げふ船舶無線電信係は、その船舶の航行中、少々とも各下記の時間執務しなければならぬ。但し、船舶の航行区域、航路時間その他の事由によつて、監理委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

船 舶 無 線 電 信 係	第一種	第二種	第三種	第四種
第一種	休	休	休	休
第二種	十六時 間	十八時 間	不 定	不 定
第三種	一日	一日	一日	一日

第三種 第二種の通航執務時間割は、監理委員会規則でこれを定める。  
さる第三種の通航執務時間割は前二項の規定にかかるらずそ  
の船舶の航行中常に支障がない限り、左の区域によつて、減弱しなけ  
ればならない。

一  
二  
三

入港前越後六時間以上

毎日日本中央標準時による九

時及び十七時から各三十分間

三 従事及び受報をすることができる  
船舶無線電信係（但し送報及び受  
報をすることができる者除外）を  
施設しているものと除く。）

本項の通航執務時間は原則として、午休とする。但し、監理委員会は、通航の業務及び設備の性質によりその通航執務時間別に指定することができる。この場合においては、監理委員会は、その執務時間を公示しなければならない。

（沈黙時間）

第七十六条 泰岸係及び船舶係は、左に掲げる通報又は信号を傳送する

場合を除くの外、日本中央標準時による毎時の十五分及び四十五分から三分間（沈黙時間といふ。以下同じ。）四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまでの周波数の電波を発射してはならない。

一 避難通報  
二 緊急通報

三 安全信号 但し、沈黙時間の終末に限る。

2 観潮整理委員会は、船舶の航行の安全上必要があると認めたときは、前項各号の通報又は信号を導送する場合を除くの外、該等の型式及び周波数を指定し、時間を定めてその火薬の発射を禁止することができる。

（聽守義務）

第七十七條 五百キロサイクルの周波数をもつて送信することができず、海岸局及び船舶信号監視等係は、ての通報執務時間内並びに第7十五條第三項の規定による執務時間内において、左の区間により五百キロサ

イクルの周波数を聽守しなければならない。

一 沈黙時間中 必ず聽守する。

二 沈黙時間以外の時間中 船舶中又は他の周波数を聽取すであつて、設備の関係で聽守することができない場合を除くの外聽守する。

3 船舶無線監督係は、第75条第三項の規定によつて執務する場合は、二千百八十二キロセイクルの周波数にてつて聽守しなければならない。

4 前各号の規定によるものの外は監理委員会が船舶航行の安全上必要と認め、該等の型式及び周波数並びに時間を指定して聽守を命じたときは、海岸局及び船舶信号係は、これに従つなければならない。（運送規則）。

第七十八條 但し、前は、もの一切の通報通信に優先して、避難通報を受

理し、必要な警笛をとらなければならない。

2 他の船舶が遭難していることを知った船舶は、左の場合においては、遭難通報を發信しなければならない。

一 遭難船舶が自ら遭難通報を發信することができないと認めたとき。

二 遭難船舶の無線局の機能が低下し又は停止したため、その無線局に代り更に遭難通報を發信する必要があると認めたとき。

三 遭難船舶の無線局から遭難通報の発信を遮断されたとき。

3 遭難船舶の率領は、遭難した船舶の無線局、前項に規定する無線局又は遭難した母艦等から遭難船舶の率領を代替された無線局が行う。又母艦等及び船舶自身は、遭難船舶の発信を認めたときは、直ちにこれで應答し、且つ、救助上最便宜の位置にゐる母艦等に対する通報その他救助を願し、意義の警笛をとらなければならぬ。

4 無線無効、遭難船舶を認めたときは、これを妨害する翼のある警笛の発射を直ちに中止しなければならぬ。

(緊急通報)

・ 二七十九條 (緊急) 反応船舶等は、遭難通報を次ぐ優先順位をもつて、緊急通報を取扱つなければならぬ。

又母艦等及び船舶等は、緊急通報の発信を認めたときは、遭難船舶のたうの通報を除き、少くとも三回音響をして、これを認取しなければならない。

3 緊急の場合においては、緊急通報を行わねばいとき又はその通報が終了したこと、確認したときでなければ、緊急通報に使用されてゐる以外の度合いで遭難中の母艦等及び船舶は、その通常の業務を実施することができる。

(二) 金語

第八十條 海岸局及び船舶局は、安全通航を、すみやかに、且つ、確實に傳達しなければならぬ。

又 安全通航の發信を認めた海岸局及び船舶局は、その過積が自動に開係のないことを確認するまでその過積に使用されている周波数で聽取し、確認しなければならぬ。この場合その海岸局及び船舶局は、安全通航に妨害を與える虞のめある電波を発射してはならない。

(船舶局の機器の調整のための電波)

第八十一條 海岸局は船舶局より、又船舶局は他の船舶局より、機器の調整上必要な交信を求むられたときは、其のない限り、其の運航に妨害を與えないことを確かめた上、これに従じなければならぬ。

(通航圏入出港の届出)

第八十二條 船舶は、それぞれの通航圏に入つたと

き又はその通航圏を去ろうとするときは、その旨を簡略に、その航行予定を知らなければならない。その船舶が入港及び出港することも同該くする。

又 通航の予定の航行路は、各通航委員会が公示する。

## 第七章 監督

### (電波の監視及び規正)

第八十三条 電波監理委員会は、無線通信の秩序の維持、その他無線局の適正な運用を確保するため、その施設する電波監視機関へ電波監視局とす。以下同じ。一をして、発射電波を監視させ、且つ、違法な電波又は通信の規正について指示させることができる。

#### (駐在による監視及び規正)

第八十四条 電波監理委員会は、前條の監視及び規正の目的を達成するため必要があると認めたときは、電波監視局以外の無線局に所属の職員を駐在させて、前條の監視及び規正の指示を行わせることができる。

2 電波監理委員会は、前項の場合において所属の職員を駐在させるときは、その局の免許人の同意を得なければならない。

3 電波監理委員会は、第一項によつて職員を駐在させる場合は、ご

れに示す証票を携帯させ、関係人の要求があるときは、これを

#### (電波監視局の権限)

第八十五条 電波監視局は、その規正の指示に従わない無線局に対し、電波の発射の臨時停止その他

電波の発射の臨機の措置を命ずることができる。

2 電波監理委員会は、第一項の規定によつて行つた処分が不適当と認めるときは、速やなく、これを取消し又は変更しなければならない。

#### (臨時検査)

第八十六条 電波監理委員会は、無線局がこの法律又はこの法律に基く命令若しくはこれらに基いてなす处分に適合することを確保する

ため必要があると認めたときは、第三十六條の規定による検査の外、何時でも、無線局を検査することができる。

前項の検査の結果、その無線局が、この法律又はこの法律に基く命令若しくはこれに基いてなす处分に適合していないと認める場合

で、且つ、急迫の事情があるときは、その検査を行つた職員は、運用の臨時停止その他臨機の措置を命ずることができる。

3 第二十九條第二項、第三十條第二項及び前條第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

(事情の変更又は休止による取消等)

第八十七條 電波監理委員会は、無線局の免許を與えた基礎となつた第二十二條第一項各号に該当する事情が変更し又は消滅したと認めたときは、その免許を取り消すことができる。免許人が第二十條第一項各号に該当するに至つたときも同様とする。

2 電波監理委員会は、正当な事由がないのに、無線局の運用を六月以上休止したときは、その免許を取り消し又は免許事項を制限することができる。

(公共通信のためにする取消等)

第八十七條の二 電波監理委員会は、公衆通信、第一百四十二条に規定

する通信、その他の國に準ずるものと含む。一が公共の利益のために行う通信を確保するため必要があると認めたときは、これらの通信に有効な免許を与える處のある無線局に対して、局の免許を取り消し又は免許事項を制限することができる。

2 第三十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(罰則、命令違反等による取消等)

第八十八條 電波監理委員会は、無線局の免許人が、左の各号の一に該当すると認めたときは、その免許を取り消し又はその局の運用の停止若しくは制限を命ずることができる。

一、第二十一條、第二十二條第二項、第二十八條第一項、第二十九條又は第三十條第一項に規定する申請書又はこれに添えた書類に、當初の事実を記載したとき。

二、当初の申請書に規定する場合を除くの外第二十六條に規定する免許料の未納額項に違反したとき。

三 この法律又はこの法律に基く命令若しくはこれらに基いてなされた処分に違反したとき。

四 この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 篠波監理委員会は、第三十一條の規定による第三者がこの法律又はこの法律に基く命令若しくはこれに基いてなされた処分に違反したと認めたときは、第三十一條の規定による許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその使用を停止し若しくは制限することができる。この場合には、前項の規定は適用しない。

(局の免許取消の通知)

第八十九條 無線局の免許の取り消しは、理由を記載した文書により免許人に通知して行わなければならぬ。

2 前項の処分は、その通知書が免許人に到達した日から十五日を経た後でなければその効力を生じない。

一 機器の撤去等

第九十条 無線局の免許を取り消されたときは、免許人は、遅滞なく、地中線の撤去その他その無線局を運用することができないよう指摘しなければならない。局を廃止したとき、又は局の免許（仮免許を含む）の有効期間が満了したときも同様とする。  
（無線從事者免許の取消等）

第九十一條 篠波監理委員会は、無線從事者が第五十七條第一号に該当したときは、その無線從事者免許を取り消さなければならぬ。  
2 篠波監理委員会は、無線從事者が左の各号の一に該当すると認めたときは、無線從事者免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務に從事することを停止することができる。

一 第五十八條第一号又は第二号に該当したとき。

二 この法律又はこの法律に基く命令若しくはこれらに基いてなされた処分に違反したとき。

三 不正な方法によつて免許の申請又は受験をしたことが発覚したとき。

三 前項の停止処分は、処分の基礎となつた事情が消滅し又は処分を受けた者の改悛の情が顯著であると認めたときは、電波監理委員会はこれを輕減又は解除することができる。

四 第八十九條の規定は、第二項の規定による免許の取消又は停止の処分に準用する。

#### （電波監視官）

第五十二条 無線局が不法に施設せられるることを防止するため、電波監理委員会に電波監視官百人以内を置く。

電波監視官は、電波の利用が適法に行われているか否かを調査し、不法に施設せられた無線局があると認めたときは、施設の場所に臨検し、その設備を捜索し又は押收し、その内容を電波監理委員会に報告し及び必要がある場合には犯罪の訴追に協力することについて電波監理委員会委員長から特命を受けたものとする。

電波監視官は、電波監理委員会の職員の中から、電波監理委員会委員長が命じ、その指定する日に勤務しなければならない。

六 電波監視官は、不法に施設せられた無線局にばする犯録につき、刑事訴訟法ハ昭和二十三年法律第百三十一号にて規定する司法警察員の職務を行う。但し、被疑者を逮捕することはできない。

七 電波監視官は、職務を行うにあたつては、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求あるときは、これを呈示しなければならぬ。

#### （電波局等の届出）

八 第九十三条 無線局の免許人は、左の各号の場合ハ、電波監理委員会の定めるところにより、電波監理委員会に報告しなければならない。

一 違法、緊急又は安全通信を行つたとき、

二 この法律及びこの法律に基く命令の規定を改めて、無線設備を使用した局を認めたとき、

三 不法に施設された無線設備があると認めたとき。

四 外國において、その運用の制限その措置をされたとき。

(報告等の提出)

九十四條 電波監理委員会は、必要があると認めたときは、免許人に対し、無線局に關する報告又は書類その他の記録の提出を命ずることができる。

## 第八章 審理及び訴訟

### （審理の目的）

第九十五条 電波監理委員会規則の制定及び無線局の免許その他電波監理委員会の行う処分を、公共の福祉に十分適合させることを目的として、この章に定めるところに従い審理を行うものとする。

### （審理の専案）

第九十六条 電波監理委員会は、左の各号に該当する場合は、その事案について審理を経なければならない。

- 一 電波行政に関する法令の立案及び電波監理委員会規則の制定
- 二 電波監理委員会の処分に対する異議の申立
- 三 その他電波監理委員会が必要と認めた事項

2 左の各号に該当する電波監理委員会規則については、前項の規定にかかるわらず審理を省略することができる。

- 一 電波監理委員会の内部組織に関するもの。

- 二 電波監理委員会の部内事務手続に関するもの。
- 三 その他電波の規律に関する実体的規定を含まないもの。

### （審理官）

第九十七条 審理を公平に行うため、電波監理委員会に審理官五名以内を置く。

メ 審理官は、電波監理委員会より附託せられた事案の審理を主宰し、審理の結果に基き、自己の判断を電波監理委員会に勧告することを任務とする。

メ 審理官は、電波監理委員会が任命する。罷免するときも、同様とする。

メ 審理官は、左に掲げる事由による以外、その意に反して罷免されることがない。

一 心身の故障のため職務の遂行に耐えないとき。  
一 職務上の義務に違反し、その他審理官たるに適しない非行があるとき。

5 審理官は、この條に特別の規定があるものの外、國家公務員法に規定する一般職の國家公務員とし同法を適用する。

(異議の申立)

第九十八條 電波監理委員会の処分に不服のある者は、電波監理委員会に対して異議の申立てをすることができる。但し、この章に定める審理を経てなされた処分については、第一百五條第一項第二号に掲げる事由に該当する場合を除くの外、異議の申立てをすることができない。

2 異議の申立ては、処分のあつたことを知った日から三十日以内に、理由を記載した申立て書を電波監理委員会に提出して、行わなければならぬ。但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

3 異議の申立ては、処分の執行を停止しない。但し、電波監理委員会

は必要があると認めたときは、処分の執行を停止することができる。  
（申立ての却下）

第九十九條 電波監理委員会は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、直ちに、申立てを却下することができる。

2 前項の規定による申立ての却下は、理由を記載した文書で行い、その副本を申立て人に送付しなければならない。

3 前項の文書には、第一百一條の規定により訴の提起ができる旨を記載しなければならない。  
（審理の指令）

第一百條 事案を審理に附する場合は、電波監理委員会において、審理官のうちより担当者を指名し及び審理に附する事案を指定して、審理の開始を指令するものとする。

2 第九十八條の規定による異議の申立てがあつたときは、前條の規定により却下する場合を除き、電波監理委員会は、申立て書を受理した

日から三十日以内に第一百一條の審理の開始がなされ、  
審理の開始を指すしなければならない。

3 電波監理委員会は、事案が特に重要であると認めた場合は、審理

のうちから審理官の職務を行う者を指名することができる。この場合において、指名された委員は審理官の権限を行使することとする。

#### (審理の開始)

第一百一條 審理の開始は、事案の当事者及び利害関係者に通し、審理官の名をもつて、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出席を定める旨を記載した審理開始通知書を送付して行う。

2 前項の審理開始通知書を送付したときは、電波監理委員会規則の定めるとおり、審理官は、直ちにその旨を公告しなければならない。

#### (参加)

第一百二條 前條に定める外、審理に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理官に利害関係者として参加の申出をしなければならない。

2 審理官は、前項の申出を受けたときは、参加の理由がないか又は薄弱と認めたときは、参加を拒否することができます。

#### (代理人)

第一百三條 事案の当事者又は利害関係者は、辯護士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

#### (調査)

第一百四條 審理官は、審理を行う上に必要があると認めるときは、事案の当事者若しくは利害関係者を審問し、又は参考人に出頭を求めて審問し、且つ、これらの者より意見を聴きし、又は報告をさせることができる。

### (主張と立証)

第一百五十九 条案の当事者は若しくは利害関係者又はその代理人は、審理に際して、自己の主張を述べ、証拠を申し出で、且つ事案の当事者は利害關係者若しくは参考人を審問することができる。

#### (審理における電波監理委員会の地位)

第一百六〇 審理においては、審理官を除き、電波監理委員会は事案の当事者はみなす。

#### (調書及び勧告書)

第一百七〇 審理官は、審理に際しては調書を作成し、及び審理の結果に據く報告は調書に基く勧告書により調書を添えて行わなければならない。

2 前項の調書及び勧告書は公開しなければならない。

#### (決定)

第一百八〇 審理監理委員会は、前條の規定による審理官の勧告を尊重して事案の決定を行うものとし、勧告と異なる決定をするときはその事実及び理由を明かにしなければならない。

2 前項の決定は文書でし、その副本を事案の当事者及び利害関係者に交付しなければならない。

3 前項の文書には、審理を経て電波監理委員会の認定した事実及び理由を示さなければならぬ。第九十九條第三項の規定は、この文書に準用する。

4 第九十九條の規定による異議の申立てに対する第一項の決定は、事案の当事者及び利害關係者を拘束する。

#### (参考人の報費等)

第一百九〇 第百四十九條の規定により出頭を求められた参考人は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受ける。

#### (審理手数料)

**第一百十條** この法律に定めるものを除き、審理に関する手続について必要な事項を、電波監理委員会規則で定める。

(訴の提起)

第一百一條 電波監理委員会の処分に対しては、第九十九條の却下又は第一百八條の決定に限り、且つ、その却下又は決定が憲法その他の法令に違反することを理由とする場合に限り、訴を提起することができる。

(出訴期間等)

第一百十二條 前條の訴は、第九十九條の却下又は第一百八條の決定があつたことを知った日から六十日以内に、提起しなければならない。但し、却下又は決定の日から百二十日を経過したときは、訴を提起することができない。

2 前條の訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(記録の送付)

第一百十三條 第百十一條の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく電波監理委員会に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

(事実認定の拘束力)

第一百十四條 第百十一條の訴については、審理を経て、電波監理委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が、判断するものとする。

(証拠の申出及び証拠調)

第一百十五條 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に關係のある新たな証拠の申出をすることができる。

- 一 審理官が、正当な理由がないのに、当該証拠の申出を採用しなかつた場合
- 二 第九十八條の異議申立てについての審理に際し、当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつた場合
- 3 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その事由を疎明しなければならない。
- 3 裁判所は、第一項の規定による新たな証拠を取り調べる必要があると認めるときは、電波監理委員会に対し、当該事件を差し戻し、審理に附して当該証拠を取り調べた上適当な措置をとることを命じなければならない。

## 第九章 賞罰則

### (虚偽の通信の罪)

第一百十六條 他人に損害を加える目的で、無線設備によつて虚偽の通信を発信した者は、二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 公益を害する目的で、無線設備によつて、虚偽の通信を発した者は、五年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

3 船舶遭難の事実がないのに、無線設備によつて、遭難通信を発した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

4 無線通信の業務に従事する者が、第一項の行為をしたときは、五年以下の懲役又は一万円以下の罰金に、第二項の行為をしたときは、十年以下の懲役に、第三項の行為をしたときは、一年以上の有期懲役に処する。

### (遭難通信取扱拒絶等の罪)

第一百十七條 無線通信の業務に従事する者が、正当の事由がないのに、

第七十八條の規定による遭難通信の取扱をしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 遭難通信の取扱を妨害した者も、前項と同様の処に処する。

3 公衆通信の業務に従事する者が、正当な事由がないのに、公衆通信の取扱をしなかつたときは又はこれを遅延させたときは、二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

4 前三項の未遂罪は、これを罰する。

### (障害の罪)

第一百八條 無線設備による通信、信号若しくはエネルギーの伝送を障害し又はこれを障害する虞のある行為をした者は、七年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

### (公序良俗違反通信の罪)

第一百十九條 無線設備又は第一百三十五條に規定する設備によつて、公安を妨害し、又は風俗をかい乱する通信を発した者は、二年以下の

懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 2 無線通信の業務に從事する者が、前項の行為をしたときは、五年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
- 3 前項の未遂罪は、これを罰する。

(電報開披、毀棄、隠匿の罪)

- 第一百二十條 公衆通信の業務に從事する者が、正当な事由がないのに、電氣通信省の取扱中に係る無線電報を開披、毀損、隠匿若しくは放棄したときは受取人でない者に交付したときは、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の未遂罪は、これを罰する。

(秘密を侵す罪)

- 第一百二十一條 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は二千円以下の罰金に処する。

- 2 無線通信の業務に從事する者が、前項の通信の秘密若しくはその

- 存在を漏らし、又はこれを利用したときは、二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 3 前二項の未遂罪は、これを罰する。

(不法使用の罪)

- 第一百二十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 1 第二十三條第一項(「第一百三十五條及び第一百三十六條において準用する場合を含む。」に掲げる免許状の記載事項に違反して無線設備を使用した者)
- 2 第二十六條のうち第四号から第六号まで及び第九号から第十四号まで(「第一百三十五條及び第一百三十六條において準用する場合を含む。」に掲げる免許状の記載事項に違反して無線設備を使用した者)

- 3 第三十條第一項(「第一百三十五條及び第一百三十六條において準用

する場合を含む。」の様子を受けたいで無線設備を使用した者用する割合を定めた。この結果によつて無線設備を使用した者

2 前項の場合において、無線設備を他人の専用供し、金銭物品を收得したとき又はそれを取扱う。既に消費又は譲渡したときは、その金額又は代價を追徴する。

(料金免號の第一)

第一百二十三條 不法に公衆通信に關する料金を免れ又は他人をして免れさせた者は、一千円以下もの罰金に処する。

12 公衆通信の業務に從事する者が前項の行為をしたときは、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(供用拒否の罪)

第一百二十四條 第三十七條の場合において、正当の事由がないのに、

無線局の長官を車と本部車と一万円以下の罰金を科する。

(他人の施設の不法使用の罪等)

第一百二十五條 他人の施設した無線設備を不法に使用して電波を発射した者は、五千円以下の罰金に処する。

2 無線局に依頼して、不法に電波を送れた者は、千円以下の罰金に処する。

(從事旨免許がないのに從事した罪等)

第一百二十六條 左の各号の一に該当する場合は、五千円以下の罰金に処する。

1 第五十五條の規定による無線從事者免許がないのに、無線設備の運営又は操作に從事した者

2 第九十一條第二項の規定による業務の營運運営を違反して、無線設備の運営又は操作に從事した者

(運用の制限に違反した罪等)

第一百二十九条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に

する。

一 第八十八條第二項へ第百三十五條及び第百三十六條において準用する場合を含む。一の規定による無線局の使用の停止若しくは制限の命令に従わない者

二 第百三十七條第二項の規定による設備の変更又は特殊の位置の命令に従わない者

(職務執行妨害の罪)

第一百二十八條 この法律に基いてなす職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは、忌避した者又は、この法律に基いてなす無線局の検査の際その職員の尋問に對して、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者は、千円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第一百二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從事者が、その法人又は人の業務に關し、第百二十二條、第

百二十四條、第百二十七條及び前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

(出頭、陳述をしない等に対する制裁)

第一百三十條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第五十三條 第一項及び第二項の規定に違反して無線設備の機器を使用したとき

二 第百四條の規定による事案の当事者、利害關係者又は参考人が正当の事由がないのに、出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき

(免許状及び免許証を返納しない場合の制裁)

第一百三十一條 第三十五條へ第百三十五條及び第百三十六條において準用する場合を含む。一又は第六十條の規定に違反して、免許状又は免許証を返納しない者は、五百円以下の過料に処する。

## 第十章 雜則

### (條約等の実施)

第一百三十二条 電波監理委員会は、電波の利用に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定の実施に当る主管廳とする。

2 電波監理委員会は、前項の実施のため必要があるときは、電波監理委員会規則を発することができる。

### (條約の遵守)

第一百三十三条 電波の利用に関して、法令に規定していない事項であつて、國際的及び地域的な條約、規則及び協定に規定があるものはその規定によるものとする。

### (この法律の適用範囲)

第一百三十四条 この法律及びこの法律に基く電波監理委員会規則は、國、都道府県、市町村その他これに準ずるものに対しても適用があるものとする。但し、罰則については、この限りでない。

### (高周波通報信号設備に対する準用)

第一百三十五条 電線路(ケーブル)搬送設備並びに平衡二線式裸線搬送設備を除く。)に一万サイクル以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通報信号設備については、第十九條、第二十一條から第二十五條第二項まで、第二十六條、第二十八條、第二十九條から第三十五條まで、第三十七條から第四十四條まで、第五十三條、第六十三條、第六十四條、第七十二條、第八十六條から第九十條まで、及び第九十二條から第九十四條までの規定を準用する。但し、電波監理委員会規則の定めるものについては、無線局の免許に関する規定は準用せず、免許に代え届出を要するものとする。

### (高周波利用設備に対する準用)

第一百三十六条 前條に該当するもの以外の一万サイクル以上の高周波電流を利用する設備であつて、電波監理委員会の指定するものについては、第十九條、第二十一條から第二十五條第二項まで、第二十

六條、第二十八條、第二十九條から第三十五條まで、第四十條から第四十四條まで、第五十三條、第六十四條、第八十六條から第九十條まで及び第九十二條から第九十四條までの規定を準用する。但し、電波監理委員会規則の定めるものについては、無線局の免許に関する規定は準用せず、免許に代え届出を要するものとする。

(無線設備の保護)

第一百三十七條 電波監理委員会は、無線設備の機能に及ぼす障害を防止するため必要があると認めるときは、前二條に規定する設備を除く電波の発生を伴う設備の技術基準を定めることができる。

2 前項の設備は同項の技術基準に適合することを要し、適合していない場合は、電波監理委員会はその設備の変更又は特殊の措置をとることを命ずることができる。

3 前項の場合において要した費用は、その設備をなす者がこれを負担するものとする。

第一百三十八條 電波監理委員会の施設した方位を測定する無線設備の施設場所から一キロメートル以内の地域に電氣的設備、建造物、又は金属性垂直物体その他電波をじょう乱する虞のある物体を建設又は存置するときは、電波監理委員会の許可を受けなければならぬ。

2 第三十三條第二項の規定は、前項の場合に準用する。  
(航空機の無線施設に対する準用)

第一百三十九條 この法律の規定の適用については、航空機は、これら船舶とみなす。

(局使用者に対する適用)

第一百四十條 この法律中の無線局の適用に関する規定の適用については、第三十一條(第一百三十五條及び第一百三十六條において準用する場合を含む。)の規定による第三者はこれを免許人とみなす。

(電信法の準用)

第一百四十一條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)のうち、第四條、第十一條から第二十一條まで、第二十三條及び第二十四條の規定は、公衆通信に準用する。

2 前項により準用せられる規定において命令に委任している場合のその命令は電氣通信省令とする。前項により準用せられる規定を施行する命令も同様とする。

(非常の事態における無線通信)

第一百四十二条 電波監理委員会は、政令の定めるところにより、地震、台風、洪水、津波、雪害又は火災若しくは暴動等の如き非常の事態によつて一般の通信業務に重大な支障を生じたときは、人命の救助、災害の救援及び秩序の維持等に關し必要な通信を疎通させるため、無線局を目的外に使用させることができる。

(電波の利用奨励)

第一百四十三条 電波監理委員会は、その定める基本方策に従い、電波の新規利用を研究調査し、且つ、公共の福祉のため電波の利用を一層公衆に周知奨励しなければならない。

(命令委任)

第一百四十四条 この法律に規定するものの外、公衆通信その他無線通信の取扱に關する細目の事項は、命令で定める。

(手数料の徵收)

第一百四十五条 電波監理委員会は、電波監理委員会規則の定めるところにより、合理的な基礎に基いて、左に掲げる手数料を徵收することができる。

一 第二十一條及び第二十六條の規定による免許の申請、第二十八條、第一百三十五條において準用する場合を含む。一に対する手数料

二 第二十四條の規定による新設検査、第二十八條、第一百三十五條及び第二十六條において準用する場合を含む。一の手数料

- 三 第三十六條 ● 調定による電波検査の手数料  
四 第五十三条第一項の規定による検定（第一百三十五条及び第一百三十六  
條において準用する場合を含む。）の手数料  
五 第一 條の規定による無線用水晶片周波数測定器具の較正  
及び発射電波測定の委託の手数料

罰則

(施行期日)

第一百四十六條 この法律の施行期日は、政令でこれを定める。

(無線電信法の廃止)

第一百四十七條 無線電信法（大正四年法律第二十六号）はこれを廃止する。

(無線電信法の罰則の適用)

第一百四十八條 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、無線電信法はこの法律施行後もなおその効力を有する。

(無線電信法に基く命令の規定の効力)

第一百四十九條 無線電信法に基く從前の命令の規定でこの法律が命令に委任している事項を規定しているものは、別に命令で規定せられるまでの間、この法律に基く命令の規定とみなす。

(この法律の実施前になされた処分等)

第一百五十條 従前の規定又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中、これに相当する規定がある場合には、この法律によつて、したものとみなす。但し、無線局免許の有効期間については、第二十五條第三項の規定にかかわらず一年以上三年以内において、電波監理委員会の定めるところによる。

(この法律の実施前の無線従事者の資格)

第一百五十一條 この法律の施行前に、無線通信士資格検定規則（昭和六年遞信省令第八号）の規定によつて、無線通信士第一級、第二級、第三級、電話級又は聽守員級の資格を得た者は、この法律の施行の日に、この法律の規定による無線通信士のそれぞれに該当する資格等級の免許を受けたものとみなす。

2 この法律施行前に、電気通信技術者検定規則（昭和十五年遞信省令第十三号）の規定によつて、電気通信技術者第一級、第二級又は第三級（無線）の資格を得た者は、この法律の施行の日に、この法

法律の規定による無線技術士のそれぞれに該当する資格等級の免許を受けたものとみなす。

③ 前二項の規定に該当する者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線從事者免許証の交付を申請しなければ不可抗力による場合を除くの外、同期間満了によつて、その免許は効力を失う。

(この法律公布の際、現に無線設備に從事している無資格者)  
第一百五十二条 この法律施行の際、現に無線設備の操作のみに從事している者は、この法律施行後一年間に限り、第五十五條の規定にかわらず同條の免許を受けないで、それに從事することができる。  
(既設の高周波利用設備の免許の申請)

第一百五十三条 この法律の施行の際、現に第一百三十六條に該当する設備を施設している者は、この法律の施行の日から三月以内にこの法律の規定に従い免許の申請をしなければならない。

(この法律の施行前に生じた事項の処理)

第一百五十四条 この法律の施行前に生じた事項については、なお從前の例による。

(船舶安全法の改正)

第一百五十五条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のよう改訂する。

第四條第一項中「無線電信法」を「電波法」に改める。

○放送法案訂正意見

原案

訂正意見

理由

第二十二条

4. 電波は、協会の業務を監査し、その監査の結果を監理委員会に報告するところとして、会は報告するところとして、の業務報告書を会計検査院を経て國会に提出しなければならない。

4. 監事は、協会の業務を監査し、其監査の結果を監理委員会に報告するところとして、その業務報告書を電波監理委員会及び電波監査院に提出するものとする。

放送協会の監督官庁たる電波監理委員会の審査提出へすゞり、又國会へ提出については内閣を経て行わるべ事である。

5. 会計検査院による

の業務報告書の

なする意見を貴派監理委員会に通知するものとする。

電波管理委員会は、前項の業務報告書及び

水に対する会計検査院

の意見を審査を内閣を

経て國会に提出しなければならない。

總理廳

第二十八條

2. 協会が前項本文の規定により契約を締結して者から受信料は、國会が定める。

2. 協会が前項本文の規定により契約を締結して者から受信料は、國会が議決に基いて電波監理委員会が定めるところと適当と考えられ

財政法第三条の規定に準じて國会の議決に基いて監督官庁による電波監理委員会が定めるところと適当と考えられる。

第三十条 協会は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度經過後二月以内に電波監理委員会

ごとに事業報告書を作成し、

官庁による電波監理委員会が定めるところと適当と考えられる。

2. 電波監理委員会は、前項の事業報告書を受領し

2. 電波監理委員会は、前項の事業報告書を作成し、

官庁による電波監理委員会が定めるところと適當と考えられる。

總理廳

第三十一条協会は、事業第十三条協会は、事業年度ごとに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこのうち開する説明書を作成し、毎事業年度終過後二月以内に、会計検査院に提出ししなければならない。	第三十一条協会は、事業年度ごとに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに開する説明書を作成し、毎事業年度終過後二月以内に、電波監理委員会より会計検査院へ提出しなければならない。
2. 会計検査院は、前項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を検査し、その検査結果は、報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書と検査報告書を國会に提出しなければならない。	3. 電波監理委員会は、前項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を検査し、その検査結果は、報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書と検査報告書を國会に提出しなければならない。
2. 会計検査院は、前項の書類を検査し、検査の結果に開する意見を電波監理委員会に通知するものとする。	

○ 放送 法案訂正意見

人事課

原案

第十四条

5の四 國務大臣又は~~國務大臣~~閣員（機関及附屬機關の事務職員でない非常勤職員を除く）に

○例へば監理委員（十八條により無はう前）が或省の附屬機関の委員（例へば社會審議会等の委員）等になる事は差支へないと思われる。（國鐵監理委員会とか國立公團中央審議会とか人少年問題審議会とか國有鐵道法第十二條第三項参照）

訂正意見

理由

第十五条 委員は、任期が終了した

○「第十四条第一項及び第三

場合においては、第一項の規定にかゝらず、第十四條第一項及び第二項の規定により

○「第十四条第一項及び第三項の規定により」とする。

第三項及び第二項の規定によりふらたに委員が任命されるまで引続き在任する

ときは同様第四項の規定によることを排除する様にもとれるから、その變義をなくするため

第十七条

（任命）

2 委員（特別委員を含む）

のうち五人以上が同一の政党に属することとなつた場合は、これらの人四人を超える、員数の委員は、内閣總理大臣が、兩院の同意を得て、これを選免する。

（選免）の誤植であらう

「但し、政黨所屬關係について異動のなかつた委員の地位に、影響を及ぼすものではない」を加える。

○國家公務員法第八條第三項

（人事官の選免）と同様の趣旨が必要と考へる

○電波法草案訂正意見

人 事 踏

草 案

第五條 電波監理委員会は、  
委員長一人及び委員（委員  
長を除く、以下同じ）六人  
をもつて組織する

訂正意見

（五下同）」を削る

理由

○通常指揮内は書かない様に  
思われる

又 委員は、國家公務員法第  
二條第二項第九号に掲げる

特別職の國家公務員とする

削除

第六條（委員の任命）中  
第十一條（罷免）

任命権者内閣総理大臣とある  
を内閣と改める

○第六條で委員は兩議院の同  
意を得て任命されるから國  
家公務員法上当然特別職で  
ある

○委員会内閣に設置される  
から（國家公務員法第五條  
及第八條参照）

第十二條（弾劾）  
第十三條（退職）

内閣総理大臣の弾劾の訴追を内  
閣の弾劾の訴追と改める

第十一條

第一項に

「但し政黨所属關係について異  
動のなかつた公員の地位に、  
影響を及ぼすものではない」  
を加える

○同様に同じ